

令和7年国勢調査愛媛県実施本部設置要綱

(設 置)

第1条 令和7年国勢調査を円滑かつ確実に実施するため、企画振興部政策企画局企画統計課に令和7年国勢調査愛媛県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 実施本部に本部長、副本部長、参事を置く。

- 2 実施本部に事務局を置き、事務局長、事務局次長及び庶務班、企画調整班、指導班、審査第1班、審査第2班、審査第3班を置く。
- 3 各班には班長及び班員を置く。

(構成員)

第3条 本部長は、企画振興部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、企画振興部政策企画局長の職にある者をもって充てる。
- 3 参事は、企画振興部政策企画局総合政策課長及び広報広聴課長の職にある者をもって充てる。
- 4 事務局長は、企画振興部政策企画局企画統計課長の職にある者をもって充てる。
- 5 事務局次長は、企画振興部政策企画局企画統計課主幹及び副主幹の職にある者をもって充てる。
- 6 各班長及び班員は、企画振興部政策企画局企画統計課の係長及び係員のうちから、本部長が指名する。

(職 務)

第4条 本部長は、実施本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 参事は、実施本部の事務に参画、補助する。
- 4 事務局長は、実施本部の事務を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、本部長の指名によりその職務を代行する。
- 6 班長及び班員は、上司の命を受けて班の事務を処理する。

(分担事務)

第5条 各班は、それぞれ次の事項を分担する。

(1) 庶務班

- ア 市町事務委託費の経理指導に関すること。
- イ 他の班に属さない庶務に関すること。

(2) 企画調整班

- ア 調査実施の企画、立案及び連絡調整に関すること。
- イ 地方集計に関すること。
- ウ 広報に関すること。

(3) 指導班

- ア 市町事務の助言・指導に関すること。
- イ 市町事務委託費の配分に関すること。
- ウ 指導員及び調査員の任命の通知に関すること。
- エ 指導員及び調査員の指導に関すること。
- オ 指導員及び調査員の公務災害補償に関すること。
- カ 安全対策に関すること。
- キ 調査票等の審査基準及び審査計画に関すること。
- ク 調査関係書類の整理及び提出に関すること。
- ケ 調査実施状況の記録に関すること。

(4) 審査第1班

- ア 調査書類の審査に関すること。
- イ 調査書類の整理及び管理に関すること。

(5) 審査第2班

- ア 調査書類の審査に関すること。
- イ 調査書類の整理及び管理に関すること。

(6) 審査第3班

- ア 調査書類の審査に関すること。
- イ 調査書類の整理及び管理に関すること。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行し、令和8年3月31日をもって廃止する。